

## 政省令等改正の概要

平成 29 年 12 月  
経済産業省貿易管理部  
安全保障貿易管理課

### I. 改正趣旨

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合【参考1】において輸出規制等をすべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第25条の下に定められる政令（外国為替令。以下「外為令」という。）に、貨物については、外為法第48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下「輸出令」という。）に規定することで、輸出規制等の対象としている。【参考2】

各国際輸出管理レジームにおける昨年の合意等を受けて、輸出令・関連省令・関連告示・関連通達の改正を行うことにより、規制の対象となる技術及び貨物を追加・削除等し、併せて、その他所要の改正を行う。

なお、本改正の施行日は、平成30年1月22日としている。

#### 【参考1】国際輸出管理レジームの概要

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は48か国。
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は41か国。
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は35か国。
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は41か国。

## 【参考2】関係法令及び略称

### 【法律】

- 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）： **外為法**

### 【政令】

- 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）： **輸出令**

### 【省令】

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）： **貨物等省令**

### 【告示】

- 輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成12年通商産業省告示第746号）： **無償告示**
- 輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成13年経済産業省告示第758号）： **告示貨物**
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物（平成21年経済産業省告示第307号）： **使用技術告示**

### 【通達】

- 輸出貿易管理令の運用について： **運用通達**
- 外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項及び外国為替令第十七条第二項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について： **役務通達**
- 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について： **提出書類通達**
- 包括許可取扱要領： **包括許可要領**

## II 改正内容

### 武器関連（1の項関係）

- 反応材料に係る規程の追加【規制内容の明確化】  
WAにおいて、反応材として弾頭のライナー等のために用いられる粉末及び当該粉末からなる成型品が追加されたため、所要の改正を行う。
  - 運用通達の1の項【通達】
  
- 火薬類の除外対象の追加【規制内容の明確化】  
懸念用途に用いられるおそれが低いものについて、除外規定の追加を行う。
  - 運用通達の1の項【通達】

### 原子力関連（2の項関係）

- 細粒ステンレス鋼に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
NSGにおいて、重水素等の製造に用いられる蒸留塔の材料に係る規格の明確化があったため、所要の改正を行う。
  - 運用通達の2の項【通達】
  
- 数値制御及び輪郭制御に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
NSGにおいて、工作機械等の数値制御等に係る規格の明確化があったため、所要の改正を行う。
  - 運用通達の2の項【通達】
  
- 測定装置の重複排除に係る規定の追加【規制内容の明確化】  
NSGにおいて、工作機械との重複排除に係る規定が追加されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第1条第17号【省令】
  
- プラズマ炉及び電子ビーム炉の部分品に係る規定の追加【規制強化】  
NSGにおいて、プラズマ炉及び電子ビーム炉の部分品が規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。
  - 輸出令別表第1の2の項（13）【政令】
  - 貨物等省令第1条第18号【省令】
  - 貨物等省令第15条第1項第2号【省令】

## 化学・生物兵器関連（3の項、3の2の項関係）

- 弁又はその部分品に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
産業界からの要望を踏まえ、規制対象となる弁の部分品の規定ぶり等の明確化のため、所要の改正を行う。
  - 運用通達の3の項【通達】
  
- デングウイルスの削除【規制緩和】  
AGにおいて、デングウイルスが規制対象から削除されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第2条の2第1項第1号【省令】
  
- 毒素に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
AGにおいて、ビスカムアルBUMレクチン、ペロ毒素及び志賀毒素様リボソーム不活化蛋白質の名称の変更があったため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第2条の2第1項第3号【省令】
  - 運用通達の3の2の項【通達】
  
- 物理的封じ込めに用いられる装置に係る規定の追加・改正【規制強化・規制内容の明確化】  
AGにおいて、物理的封じ込めに用いられる装置の部分品が規制対象として追加されたため、所要の改正等を行う。
  - 貨物等省令第2条の2第2項第1号及び第6号【省令】
  - 運用通達の3の2の項【通達】
  
- クロスフローろ過用の装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
AGにおいて、クロスフローろ過用の装置の除外対象が明確化されたことから、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第2条の2第2項第4号【省令】
  - 運用通達の3の2の項【通達】

## ミサイル関連（4の項関係）

- 推進装置に係る規定の追加【規制強化】

MTCRにおいて、ゲル状の燃料ロケットの推進装置等が規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第3条第3号【省令】

■ 推進薬に係る規定の追加・改正【規制強化・規制内容の明確化】

MTCRにおいて、ゲル状の推進薬が規制対象として追加され、加えて、グリシジルアジドの重合体の規制内容が明確化されたため、所要の改正等を行う。

- 貨物等省令第3条第7号【省令】
- 運用通達の4の項【通達】

■ フィラメントワインディング装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

今般、WAでのフィラメントバンドの定義が追加されたことに伴い、その規定ぶりとの平準化をするため、所要の改正を行う。

- 運用通達の4の項【通達】

■ 複合材料に係る規定の改正【規制内容の明確化】

MTCRにおける規制対象をより明確化するため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第3条第16号イ【省令】

■ セラミック複合材料に係る規定の追加【規制強化】

MTCRにおいて、セラミック複合材料が規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第3条第16号へ【省令】

■ 加速度計又はジャイロスコープを用いた装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

MTCRにおいて、加速度計又はジャイロスコープを用いた装置の規制内容が明確化されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第3条第17号【省令】
- 運用通達の4の項【通達】

■ 振動試験装置及びその部分品に係る規定の改正【規制内容の明確化】

振動試験装置等の用途が重複して規定されていたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第3条第25号イ【省令】

- 熱空気力学試験装置に係る規定の追加【規制強化】  
MTCRにおいて、熱空気力学試験装置が規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第3条第25号へ【省令】
  
- 無人航空機の使用のプログラムに係る規定の追加【規制強化】  
MTCRで規制対象となっている無人航空機の使用に係るプログラムを追加するため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第16条第1項第12号【省令】
  - 役務通達の4の項【通達】

#### 先端材料関連（5の項関係）

- 繊維製造用の装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
WAにおいて、フィラメントバンドの定義が明確化等されたため、所要の改正を行う。
  - 運用通達の5の項【通達】
  
- 二ほう化チタンに係る規定の改正【規制緩和】  
WAにおいて、規制内容が変更されたため、関連規定の削除を行う。
  - 貨物等省令第4条第12号イ【省令】
  
- セラミックの半製品及び一次製品の削除【規制緩和】  
WAにおいて、セラミックの半製品及び一次製品が規制対象から削除されたため、関連規定の削除を行う。
  - 輸出令別表第1の5の項（13）【政令】
  - 貨物等省令第4条第12号ロ【省令】
  - 運用通達の5の項【通達】
  
- セラミック複合材料に係る規定の改正【規制強化・規制内容の明確化】  
WAにおける規制対象範囲に変更はないが、より厳格な管理を必要とする貨物に指定されたため、所要の改正等を行う。
  - 貨物等省令第4条第12号ハ・ニ【省令】
  - 貨物等省令第17条第1項第2号・第2項第2号・第6項第1号【省令】
  - 告示貨物【告示】
  - 使用技術告示【告示】

- 包括許可要領の 5 の項【通達】
- セラミックの材料となる前駆物質に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
WAにおいて、規制対象が明確化されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第 4 条第 1 2 号ホ【省令】
  - 運用通達の 5 の項【通達】

#### 材料加工関連（6 の項関係）

- 軸受に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
WAにおいて、規制対象が明確化されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第 5 条第 1 号イ【省令】
  - 運用通達の 6 の項【通達】
- 工作機械に係る規定の改正【規制緩和】  
WAにおいて、パラレルメカニズムのフライス削りを行うことができる工作機械が削除されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第 5 条第 2 号ロ【省令】
  - 運用通達の 6 の項【通達】

#### エレクトロニクス関連（7 の項関係）

- 集積回路に係る規定の改正【規制強化・規制緩和】  
WAにおいて、規定内容が変更されたため、所要の改正等を行う。
  - 貨物等省令第 6 条第 1 号【省令】
  - 運用通達の 7 の項【通達】
- マイクロ波用機器等に係る規定の改正【規制強化・規制緩和】  
WAにおいて、規制内容が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第 6 条第 2 号【省令】
  - 運用通達の 7 の項【通達】
- エンコーダの部分品に係る規定の追加【規制強化】  
WAにおいて、エンコーダの部分品が規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。
  - 輸出令別表第 1 の 7 の項（8）【政令】

- 貨物等省令第6条第8号【省令】
- アナログデジタル変換器に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
WAにおける規制対象をより明確化するため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第6条第10号【省令】
- スペクトラムアナライザーに係る規定の改正【規制緩和】  
WAにおいて、規制内容が変更(既存の規制内容に要件が追加)されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第6条第12号【省令】
- エピタキシャル成長装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
WAにおいて、規制内容が明確化されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第6条第17号【省令】
- ヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板に係る規定の改正【規制緩和・規制内容の明確化】  
WAにおいて、規制内容(除外対象範囲)が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第6条第18号【省令】
  - 運用通達の7の項【通達】
- 真空電子デバイスに係る規定の改正【規制強化・規制内容の明確化】  
WAにおける規制対象をより明確化するため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第19条第5項第5号【省令】
  - 役務通達の7の項【通達】

#### コンピュータ関連(8の項関係)

- 電子計算機に係る規定の改正【規制緩和・規制内容の明確化】  
WAにおいて、電子計算機に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第7条第3号・5号【省令】
  - 運用通達の8の項【通達】
- 電子計算機に係る技術の規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第20条第2項【省令】

#### 通信関連（9の項関係）

##### ■ 伝送通信装置等に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、伝送通信装置等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第8条第2号・8号の2【省令】
- 貨物等省令第21条第2項【省令】
- 運用通達の9の項【通達】
- 役務通達の9の項【通達】

##### ■ 暗号装置等に係る規定の改正【規制強化・規制緩和・規制内容の明確化】

WAにおいて、暗号装置等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。なお、今般、WAの原文に規定された順番となるよう併せて見直しを行う。

- 貨物等省令第8条第9号～第12号【省令】
- 貨物等省令第21条第1項【省令】
- 無償告示【告示】
- 使用技術告示【告示】
- 運用通達の9の項【通達】
- 役務通達の9の項【通達】

##### ■ マイクロ波用集積回路に係る技術の規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第21条第3項【省令】
- 役務通達の9の項【通達】

#### センサー・レーザー関連（10の項関係）

##### ■ レーザー発振器に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、持続波レーザー発振器及びパルスレーザー発振器の規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第9条第10号【省令】

■ レーダーに係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、「航空機」及び「周波数ホッピング」の定義が明確化されたため、所要の改正を行う。

- 運用通達の10の項【通達】

航法関連（11の項関係）

■ 加速度計に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、加速度計の規制に関する一部の解釈が明確化されたため、所要の改正を行う。

- 運用通達の11の項【通達】

■ 慣性航法装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

これまで通達に規定していた除外対象を明確化するため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第10条第3号【省令】
- 運用通達の11の項【通達】

■ アビオニクス装置に係る技術の規定の改正【規制強化・規制緩和】

これまで通達に規定していた除外対象を明確化するため、所要の改正等を行う。

- 貨物等省令第23条第3項【省令】

推進装置関連（13の項関係）

■ ガスタービンエンジンの部分品を製造するための工具に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、粉体を製造するための工具が除外対象として追加されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第12条第19号【省令】

■ 航空機用ガスタービンエンジンに係るプログラムの規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおける規制対象をより明確化するため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第25条第2項第3号【省令】

■ ガスタービンエンジンの部分品に係る技術の規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおける規制対象をより明確化するため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第25条第3項第2号【省令】
- 役務通達の13の項【通達】

機微品目（15の項関係）

■ ガスタービンエンジンの部分品に係る技術の規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、規制対象が明確化されたため、所要の改正を行う。

- 役務通達の15の項【通達】

その他

■ 提出書類通達の改正

横浜通商事務所の移転に伴い、所要の改正を行う。

※その他、技術的・修辭的な観点から所要の改正を行う。